職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(平成27年条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(一般職員の期末手当)	(一般職員の期末手当)
第2条 [略]	第2条 [同左]
2 前項に定める職員の期末手当の額は、次	2 [同左]
の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各	
号に定める額に、基準日以前の組合規則で	
定める期間(以下「調査対象期間」という。)	
における実勤務日数(所定の勤務日の日数	
から欠勤等の日数(欠勤その他の組合規則	
で定める事由により所定の勤務日に勤務し	
なかった日の日数をいう。以下同じ。) を減	
じた日数をいう。以下同じ。)の区分(第2	
号に掲げる職員にあっては、1週間当たり	
の所定の勤務日の日数ごとに設ける調査対	
象期間における実勤務日数の区分)に応じ、	
それぞれ100分の100を超えない範囲内で組	
合規則で定める割合を乗じて得た額とす	
る。	
(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。	(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。

以下「法」という。)第22条の4第3項(第

22の5第3項において準用する場合を含

む。) に規定する定年前再任用短時間勤務

職員(以下「定年前再任用短時間勤務職

以下「法」という。)第22条の4第3項(第

22の5第3項において準用する場合を含

む。) に規定する定年前再任用短時間勤務

職員(以下「定年前再任用短時間勤務職

員」という。)以外の職員 期末手当基礎額に100分の127.5 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(これらの職員のうち、組合規則で定める職員を除く。以下「特定管理職員」という。)にあっては、100分の107.5)を乗じて得た額

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 期末手 当基礎額に<u>100分の71.25</u> (特定管理職員 にあっては、<u>100分の61.25</u>) を乗じて得 た額

[3~5 略]

(一般職員の勤勉手当)

第3条 「略]

[2 略]

- 3 前項の職員の勤務成績による割合は、次 の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各 号に定める割合を超えない範囲内において 任命権者が組合規則で定めるところにより 定めるものとする。
  - (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の215 (特定管理職員にあっては、100分の255)
  - (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分 の102.5 (特定管理職員にあっては、100 分の122.5)

## [4 略]

5 第1項に定める職員に対して支給する勤 勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職 員の区分に応じ、当該各号に定める額の総 額の合計額を超えてはならない。 員」という。)以外の職員 期末手当基礎額に100分の122.5 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(これらの職員のうち、組合規則で定める職員を除く。以下「特定管理職員」という。)にあっては、100分の102.5)を乗じて得た額

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 期末手 当基礎額に<u>100分の68.75</u> (特定管理職員 にあっては、<u>100分の58.75</u>) を乗じて得 た額

[3~5 同左]

(一般職員の勤勉手当)

第3条 [同左]

- [2 同左]
- 3 「同左〕

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の205 (特定管理職員にあっては、100分の245)
  - (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分</u> <u>の97.5</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分</u> の117.5)
- [4 同左]
- 5 [同左]

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の107.5 (特定管理職員にあっては、100分の127.5) を乗じて得た額
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定 年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基 礎額に100分の51.25 (特定管理職員にあ っては、100分の61.25) を乗じて得た額
- (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の102.5 (特定管理職員にあっては、100分の122.5) を乗じて得た額
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定 年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基 礎額に<u>100分の48.75</u> (特定管理職員にあ っては、<u>100分の58.75</u>) を乗じて得た額

[6 同左]

[6 略]

備考 表中の[]の記載は注記である。

第2条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(一般職員の期末手当)	(一般職員の期末手当)
第2条 [略]	第2条 [同左]
2 前項に定める職員の期末手当の額は、次	2 [同左]
の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各	
号に定める額に、基準日以前の組合規則で	
定める期間(以下「調査対象期間」という。)	
における実勤務日数(所定の勤務日の日数	
から欠勤等の日数(欠勤その他の組合規則	
で定める事由により所定の勤務日に勤務し	
なかった日の日数をいう。以下同じ。)を減	
じた日数をいう。以下同じ。)の区分(第2	
号に掲げる職員にあっては、1週間当たり	
の所定の勤務日の日数ごとに設ける調査対	
象期間における実勤務日数の区分) に応じ、	

それぞれ100分の100を超えない範囲内で組 合規則で定める割合を乗じて得た額とす る。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。 以下「法」という。)第22条の4第3項(第 22の5第3項において準用する場合を含 む。)に規定する定年前再任用短時間勤務 職員(以下「定年前再任用短時間勤務職 員」という。)以外の職員 期末手当基礎 額に100分の125(行政職給料表の適用を 受ける職員でその職務の級が6級以上で あるもの(これらの職員のうち、組合規 則で定める職員を除く。以下「特定管理 職員」という。)にあっては、100分の105) を乗じて得た額
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 期末手 当基礎額に<u>100分の70</u>(特定管理職員にあ っては、100分の60) を乗じて得た額

 $[3 \sim 5$  略]

(一般職員の勤勉手当)

第3条 「略]

[2 略]

- 3 前項の職員の勤務成績による割合は、次 の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各 号に定める割合を超えない範囲内において 任命権者が組合規則で定めるところにより 定めるものとする。
  - (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の210 (特定管理職員にあっては、100分の250)

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。 以下「法」という。)第22条の4第3項(第 22の5第3項において準用する場合を含 む。)に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 期末手当基礎額に100分の127.5(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(これらの職員のうち、組合規則で定める職員を除く。以下「特定管理職員」という。)にあっては、100分の107.5)を乗じて得た額
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 期末手 当基礎額に100分の71.25 (特定管理職員 にあっては、100分の61.25) を乗じて得 た額

[3~5 同左]

(一般職員の勤勉手当)

第3条 [同左]

[2 同左]

3 [同左]

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の215 (特定管理職員にあっては、100分の255)

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分 (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分 の100 (特定管理職員にあっては、100分  $\mathcal{O}120)$ 

## [4 略]

- 5 第1項に定める職員に対して支給する勤 勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職 員の区分に応じ、当該各号に定める額の総 額の合計額を超えてはならない。
  - (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職 員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職 員がそれぞれその基準日現在において受 けるべき扶養手当の月額及びこれに対す る地域手当の月額を加算した額に100分 の105 (特定管理職員にあっては、<u>100分</u> の125) を乗じて得た額
  - (2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定 年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基 礎額に100分の50(特定管理職員にあって は、100分の60) を乗じて得た額

[6 略]

の102.5 (特定管理職員にあっては、100 分の122.5)

[4 同左]

5 [同左]

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職 員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職 員がそれぞれその基準日現在において受 けるべき扶養手当の月額及びこれに対す る地域手当の月額を加算した額に100分 の107.5 (特定管理職員にあっては、<u>100</u> 分の127.5) を乗じて得た額
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定 年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基 礎額に100分の51.25 (特定管理職員にあ っては、100分の61.25) を乗じて得た額

[6 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

附則

## (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行す る。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条及び第3条の規 定は、令和6年12月1日から適用する。